

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）（抄）  
（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（計画段階配慮事項に係る検討）</p> <p>第二条 第一種最終処分場事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。</p> <p>（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）</p> <p>第四条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種最終処分場事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>（計画段階配慮事項に係る検討）</p> <p>第二条 第一種最終処分場事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。</p> <p>（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）</p> <p>第四条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種最終処分場事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

(7) 一般環境中の放射性物質の状況

ロ (略)

2 (略)

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イゝハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イゝハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ・ロ (略)

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

〔新設〕

ロ (略)

2 (略)

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イゝハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イゝハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ・ロ (略)

〔新設〕

放射線の量

4・5 (略)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種最終処分場事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一〇六 (略)

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できること。

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解に配慮するよう努めるものとする。

5・6 (略)

(方法書の作成)

第十七条 (略)

2 (略)

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献

4・5 (略)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種最終処分場事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一〇六 (略)

〔新設〕

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配慮するよう努めるものとする。

5・6 (略)

(方法書の作成)

第十七条 (略)

2 (略)

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献

その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第四條第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

4 (略)

5 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五條第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならぬ。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 (略)

(環境影響評価の項目等に関する指針)

第十九條 対象最終処分場事業に係る法第十一條第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十七條までに定めるところによる。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第二十條 第四條の規定は、法第十一條第一項の規定による対象最終処分場事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四條第一項中「当該検討を」とあるのは「計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「第一種最終処

その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第五條第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

4 (略)

5 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五條第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならぬ。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 (略)

(環境影響評価の項目等に関する指針)

第十九條 対象最終処分場事業に係る法第十一條第三項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十七條までに定めるところによる。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第二十條 第四條の規定は、法第十一條第三項の規定による対象最終処分場事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四條第一項中「当該検討を」とあるのは「計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「第一種最終処

分場事業の」とあるのは「対象最終処分場事業の」と、「この条から第十条まで」とあるのは「この条、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第三十二条」と、「第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）とあるのは「対象最終処分場事業実施区域」と、「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは、「整理するとともに、必要に応じ、対象最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第二十一条から第三十二条までにおいて「関係地方公共団体」という。）」、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 (略)

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第二十二條 対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜六 (略)

七 前条第三項において準用する第五条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できる

2 (略)

分場事業の」とあるのは「対象最終処分場事業の」と、「この条から第十条まで」とあるのは「この条、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第三十二条」と、「第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）とあるのは「対象最終処分場事業実施区域」と、「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは、「整理するとともに、必要に応じ、対象最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第二十一条から第三十二条までにおいて「関係地方公共団体」という。）」、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 (略)

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第二十二條 対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜六 (略)

〔新設〕

2 (略)

(準備書の作成)  
第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十九条の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果、第三十一条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容を記載しなければならない。

5・6 (略)

別表第一 参考項目 (第二十一条関係)

(別紙参照)

別表第二 参考手法 (第二十三条関係)

参考項目		参考手法	
環境 影響要因 の区分	(略)	調査の手法	予測の手法
窒素 酸化 物 二酸化 炭 素	(略)	(略)	(略)
放射 線の 量の 陸上埋立	建設機械 の稼働 状況	一 調査すべき情報 放射線の量の状 況	一 予測の基本的な 手法 事例の引用又は 解析

(準備書の作成)  
第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第二十九条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十九条の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果、第三十一条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容を記載しなければならない。

5・6 (略)

別表第一 参考項目 (第二十一条関係)

(別紙参照)

別表第二 参考手法 (第二十三条関係)

参考項目		参考手法	
環境 影響要因 の区分	(略)	調査の手法	予測の手法
窒素 酸化 物 二酸化 炭 素	(略)	(略)	(略)

ン等 の発 生に 伴う もの	建設機械 及び作業 船の稼働 （水面埋 立） 資材、機 械及び建 設工事に 伴う副産 物の運搬 に用いる 車両の運 行 埋立・覆 土用機械 の稼働（ 陸上埋立 ） 埋立・覆 土用機械 の稼働（ 水面埋立 ） 廃棄物及 び覆土材 の運搬に 用いる車 両の運行			
ハ 気象の状況	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料 及び現地調査による 情報の収集並びに当 該情報の整理及び解 析	三 調査地域 粉じん等の拡散の 特性を踏まえて放射 線に係る環境影響を 受けるおそれがある 地域	四 調査地点 粉じん等の拡散の 特性を踏まえて調査 地域における放射線 に係る環境影響を予 測し、及び評価する ために必要な情報を 適切かつ効果的に把 握できる地点	五 調査期間等 粉じん等の拡散の 特性を踏まえて調査 地域における放射線 に係る環境影響を予
二 予測地域	予測地域のうち 、粉じん等の拡散 の特性を踏まえて 放射線に係る環境 影響を受けるおそ れがある地域	三 予測地点 粉じん等の拡散 の特性を踏まえて 予測地域における 放射線に係る環境 影響を的確に把握 できる地点	四 予測対象時期等 放射線に係る環 境影響が最大にな る時期	

	放射線の量（水の濁りの発生源に伴うもの）
<p>測定、及び評価するために必要な情報適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>造成等の施工（陸上埋立） 護岸等の施工（水面埋立）</p> <p>一 調査すべき情報の状況 イ 放射線の量の状況 ロ 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況を含む。） ハ 流れの状況 ニ 土質の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大にな</p>	



線放射	
施工（陸	
一 イ 調査すべき情報 地形の状況	<p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切にかつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切にかつ効果的に把握できる地点</p>
一 手法 予測の基本的な	<p>る時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

量（建設工事に伴う副産物に係るもの）	上埋立） 護岸等の 施工（水 面埋立）	ロ 土地利用の状況 ハ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 ニ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況 ニ 調査地域 対象最終処分場事業実施区域並びに前号ハ及びニの情報を適切に把握するため に必要な地域	建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 ニ 予測地域 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間
備考 一〇九（略） 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によつて把握されるものをいう。			
備考 一〇九（略） 「新設」			